

「総論」について

- 海外事業者に対する、プリンシプル・コードの周知と遵守への理解促進に期待。
- 法規制や罰則的措置ではなく、まずはプリンシプル・コードの実効性のある運用に期待。

「この文書が示す原則及び例外」について

- 学習データの開示は、調査・検証の実効性を高める重要な手掛かりとなる。
→ 既存作品に酷似したAI生成物が生じても、権利者が学習利用や依拠性を立証することは極めて困難。

「原則 1」について

- 開示する「知的財産権保護のための措置」について、前提として「享受目的が併存する学習は、学習自体も違法となる」点について、改めて周知および事業者の理解に期待。

「原則 2 および 3」について

- 【開示要求可能事項】において対象となる「URL等の情報」は、「学習ソースの場所」ではなく「著作物を特定するための参照情報」を提示している。事業者に対しては、形式的な当該URLそのものからの学習の有無の確認に留まらず、当該作品（コンテンツ）を含む動画等が学習データに含まれているか否かについて誠実に確認・回答が行われるよう、本原則または注釈等において明示することを要望する。